

ISI 東京大会記念基金運営委員会規則

(総則)

第1条 この規則は、ISI 東京大会記念基金運営委員会（以下「本委員会」という。）の運用に関して定める。

本委員会は、日本統計学会委員会規程第1条2に基づく常設委員会である。

(設置目的等)

第2条 本規則は、財団法人統計研究会が実施してきたISI 東京大会記念事業及びICPセミナー・フォローアップ事業の移管を受けて一般社団法人日本統計学会に設置する「ISI 東京大会記念基金」に関して、「ISI 東京大会等記念事業の事業譲渡に関する覚書き」に基づき、この基金によるISI 東京大会等記念事業（以下、記念事業と呼ぶ）を安定的かつ誠実に実施するために設置する本委員会について定めるものである。

(所掌事務)

第3条 本委員会は、以下の事項を審議・処理する。

- (1) 記念事業に係る事業実施要綱の決定・変更
- (2) 給付額を含めた大会毎の奨学金給付対象者募集要領の決定・変更
- (3) 大会毎の給付対象者の選考・決定
- (4) ISI 東京大会記念基金特別会計の管理運用に関する検査及び重要事項の決定
- (5) その他、前記(1)から(4)に関連する事項

(委員の任命及び任期等)

第4条 本委員会の委員の任命及び任期等を以下のように定める。

(1) 委員会は、一般社団法人日本統計学会の会員等から理事会が推薦する者5人、基金創設の趣旨に鑑み、公的統計国際事務の統括機関が推薦する統計行政経験者又はその職にある者2人の計7人を以って構成し、委員は一般社団法人日本統計学会会長が任命する。

(2) 委員の任期は4年間とし、再任を妨げない。なお、補欠の委員の任期は、前任者の残余期間とする。

(3) 委員会に委員長を置き、委員の互選により選定する。委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。また、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(運営)

第5条 本委員会の運営は以下のように定める。

(1) 委員会は、委員の半数以上の出席を以って成立する。

(2) 委員会の審議は多数決とし、賛否同数の場合は委員長の決するところによる。ただし、ISI 東京大会等記念事業の事業譲渡に関する覚書きに基づく本事業の枠組を変更するなど、重要な変更を行う場合は、委員全員の同意を必要とする。

(その他)

第6条 委員会の庶務は、一般社団法人日本統計学会事務局が担当する。

付則 本規則は、平成 25 年 6 月 15 日より施行する。